

法律学教育の方向性

法律学科将来計画検討委員会

はじめに、木原正雄法律学科主任が、前年度の研究会の提案に基づき設置されたワーキング・グループでの検討をふまえて、①卒業単位、セメスター制、全学共通科目、②専門科目（民法系科目）、③専門科目（民法系科目以外）、④外国語（英語）、⑤情報について、下記のカリキュラム改革の原案を説明した。

法律学科カリキュラム 改革案

I. カリキュラム改正の趣旨

法律学科のカリキュラム改正の骨子は、コース制の廃止とセメスター制の導入にある。コース制の廃止については、各自のキャリアデザインに適合する科目の履修を指導して、学生の学修進展に応じた柔軟性の高い学びを実現することを目的とする。セメスター制の導入は、半期科目を増やすことにより、学生の学修進展の自覚を高めることを目的とする。コース制の廃止とセメスター制の導入の同時実施は、法律学の専門的知識を駆使した冷静かつ適切な判断による社会への貢献、国内外において活躍できる人材の育成を目的としているカリキュラム・ポリシーに従うものである。その結果、リーガルマインドに基づく公平な判断力及批判的精神を持ち、学生に実践的能力、対話力、問題解決能力を修得させ、より一層ディプロマポリシーに即した教育が行えるようになる。

II. カリキュラム改正の概要

1. 卒業要件

○他学部他学科と同様に 124 単位まで削減する。

基礎教育科目 10 単位以上

(英語 A・B・C・D 1年、各1単位)

(英語応用 A・B 2年、各1単位)

(現代英語 A・B 3年、各1単位)

(文章表現法 1 (日本語) 1年、2単位)

全学共通科目 10 単位以上 (法学 A・B の 4 単位を含む。)

専門科目	94 単位以上 (必修科目 30 単位)
自由選択枠	10 単位以上
計	124 単位以上

2. 進級要件

○34 単位 (必修 26 単位を含む。)

3. セメスター制

○現行の通年科目を前期 A・後期 B に分割する (各 2 単位)。

ただし、現代社会と法、基本法学概論、基礎演習、専門演習は通年 4 単位とする。

なお、「国際法 A」は「国際法 1 A・B」、「国際法 B」は「国際法 2 A・B」、

「外国法 A」は「外国法 1 A・B」、「外国法 B」は「外国法 2 A・B」、

「商行為・保険海商法」は「商行為・保険法 A・B」とする。

さらに、「履修の手引 平成 25 (2013) 年度入学生用」の「(3) 履修登録に関する諸注意 ②履修登録手続 (原則) (b)」(14 頁) は廃止し、「〇〇 1 A・B」、「〇〇 2 A・B」の科目について「〇〇 2 A・B」からの履修を認める。

4. 専門科目

○必修科目 (30 単位) (※【】内は現行の科目名、)

憲法 1 A・B (基礎理論・人権)

民法 1 A・B 【民法入門、民法総則 A・B】

民法 2 A・B 【物権法、債権法 B】

民法 2 C・D 【債権法 A、債権法 D】

刑法 1 A・B 【刑法総論】

刑法 2 A 【刑法各論 (のうち個人的法益の部分)】

○選択科目 (64 単位以上)

現行の専門科目のうち、上記必修科目に該当しないもの

ただし、下記の変更を加える。

「法情報学」と「情報法学」は、「法情報学・情報法学」とし、3 年次配当とする。

現行の 1 年次配当の「法学特殊講義 2 A・B」は「法学特殊講義 1 A・B」とし、

現行の 3 年次配当の「法学特殊講義 1 C・D」、「法学特殊講義 2 A・B」は変更なし。

5. 基礎教育科目

○現行の文章表現法2を自由科目とする。

○未修外国語（ドイツ語、フランス語、中国語）は現行通り自由科目とするが、それぞれの基礎1A、1B、2A、2Bをそれぞれ初級に変更する。

○情報関係の基礎教育科目は、科目名を変更し、必要に応じてセメスター化する。なお、従前通りに自由科目とする。

「情報処理」は「情報処理A・B」、

「コンピュータ・リテラシー」は、「コンピュータ基礎A・B」、

「コンピュータ・サイエンスA・B・C・D」は「情報論A・B」とする。

上記原案について質疑、応答、討論が行われた後にこれがおおむね了承され、政治学科と必要な調整を行うこととなった。

本研究会は法律学科所属の専任教員全員（特任教員を含む。）に出席を要請して行われたものであり、法律学科のFD活動の一環として位置づけられるものである。

法律学教育の方向性 Part II

法律学科将来計画検討委員会

はじめに、木原法律学科主任が、法律学科の入学定員について、「大学執行部に対して『法律学科の現行の入学定員225名を25名削減し200名とする。』旨を提案し、この提案が実現されるよう努めることを法学部長に要請する。」旨の原案を説明した。これは、すでに2014年7月16日に開催された将来計画検討委員会において提案されていたが、詳細な提案理由や原案を裏付ける根拠となるデータ、資料などを示す必要があるとの委員からの指摘を受けて、改めてこれらを示して再提案したものである。提案理由の要旨は以下の4点であった（研究会で示されたデータ、資料などは省略する。）。

1. 法律学科の入学定員が他学部、他学科と比較して過多と思われること。
2. 入試倍率、偏差値が低下傾向であり、直ちに改善が認められる可能性が極めて低いこと。
3. いわゆる「大学の勉強についていけない学生」が増加していること。

4. 大学において少人数教育が重要視されていること。

上記原案について質疑、応答、討論が行われた後に結論についてはおおむね了承されたが、参加教員から下記のような指摘があり、修正のうえ法律学科協議会で議案とすることになった。

- ① 学長および大学改革推進会議議長宛ての文書にするべきである。
- ② 「提案に至る経緯」を加えるべきである。
- ③ 上記提案理由2に、「2003年以降法学部の志願者が減少傾向にあり、歯止めがかかっていない」ことを加えるべきである。
- ④ 上記提案理由3は、「学生の教育に支障を生じていること。」とすべきである。
- ⑤ 上記提案理由に「専任教員定数減にも対応し得ること。」を加えるべきである。

なお、以上の指摘を受けて修正された提案は、2014年11月12日開催の法律学科協議会および法学部教授会で承認された。

本研究会は法律学科所属の専任教員全員（特任教員を含む。）に出席を要請して行われたものであり、法律学科のFD活動の一環として位置づけられるものである。

（（文責）木原 正雄）